

情報 最前線

市役所への
お問い合わせ先

- 西条市庁舎
TEL0897-56-5151
- 東予総合支所
TEL0898-64-2700
- 丹原総合支所
TEL0898-68-7300
- 小松総合支所
TEL0898-72-2111

お知らせ



12月定時登録による選挙人名簿新規登録者の縦覧

12月1日現在で、新たに登録される選挙人名簿の縦覧を行います。

■新規登録者

平成3年9月3日から同年12月2日までに生まれた方および平成23年6月2日から同年9月1日までに転入の届出をした方で、平成23年12月1日現在において、平成23年9月2日から引き続き西条市の住民基本台帳に記録されている方。

■縦覧期間

12月3日(土)～7日(水)
8時30分～17時

■縦覧場所

市庁舎別館3階
市選挙管理委員会事務局
TEL0897-52-1263

農業委員会委員
選挙人名簿への登録申請を

農業委員会委員選挙人名簿は、毎年1月1日現在で調製されています。名簿に登録申請する資格がある方へは、12月中に登録申請書を郵送しますので、必ず期限内に申請してください。

選挙人名簿に登録されない方、資格のある方でも今後1年間は農業委員選挙の選挙権と被選挙権がなくなります。資格があると思われるのに申請書が送られてこない場合は、市農業委員会までお問い合わせください。

■登録資格者

- 平成24年1月1日現在、市内に住所があり、平成24年4月1日以前に生まれた方で、
- ① 10年以上の農地につき耕作の業務を営む方
- ② ①と同居する親族またはその配偶者で、その耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方
- ③ ①の面積の農地につき耕作の業務を営む農業生産法人の組合員または社員で、耕作に従事する日数が年間おおむね60日以上の方

■申請先

市庁舎別館農業委員会
TEL0897-52-1262

12月の市税ごよみ

- 20日(火) 国民健康保険第5期分の督促状の発送
- 26日(月) 固定資産税第4期分、国民健康保険第6期分の納期限
- ※督促状1通につき100円の督促料をいただきます。
- ※口座振替をご利用の方は、納期限日の残高にご注意ください。

■家屋の取り壊し・住宅用地
変更の届出をお忘れなく

■家屋を取り壊した方へ
固定資産税は、毎年1月1日現在の状況で課税します。平成23年中に家屋を取り壊した方は届出をしてください。

■住宅用地の変更をした方へ
宅地の固定資産税は、その宅地が住宅用地であるか否かで税額が異なります。平成23

■届出先

○市庁舎本館資産税課
資産税係
TEL0897-52-1276

○各総合支所
税務課税務係(東予)
総務課税務係(丹原・小松)

年中に住宅用地を住宅用地以外に変更した方や住宅用地以外の用地を住宅用地に変更した方は届出をしてください。

12月は「一斉滞納整理強化月間」

悪質な滞納者の逃げ得、ごね得は絶対に許しません!

県下一斉に「催告」を実施!

県内の市町、愛媛県、愛媛地方税滞納整理機構は12月を「一斉滞納整理強化月間」と定め、一丸となって滞納整理に取り組みます。

財政運営に大きな影響を与える市税収入の確保のため、市税の自主納付の促進と滞納整理を図り、12月に一斉催告を実施して収納率の向上に努めます。

市税の滞納処分を執行します

納期限が過ぎているのに納付しない場合は、督促状や催告書を送付して税の納付を促します。それでも納付のない場合には財産調査を行い、悪質な滞納者に対しては、必要に応じて預貯金・生命保険・給与・売掛金・国税還付金・不動産などの差し押さえを実施する場合があります。

高額・悪質な滞納案件は、愛媛地方税滞納整理機構に徴収を移管することがあります。

問合せ ○市庁舎本館納税課 納税第1係 TEL0897-52-1241
納税第2係 TEL0897-52-1279
○東予総合支所 税務課税務係
○丹原総合支所・小松総合支所 総務課税務係